第十條　役員ハ大会ニ於テ選挙シ任期ハ一ヶ年トス
但シ在任又ハ任期中タリトモ理事会ノ決議ニ依リ解任スルコトヲ得

第三章　会計

第十一條　本會ノ経費ハ同盟会費及寄附ヲ以テ支辨ス

第十二條　会費ハ加盟組合員一名ニ付キ一ヶ月四銭トス

第十三條　本会会計年度ハ十月一日ヨリ翌年十月末日迄トシ会計監査ノ監査ヲ受ケ大会ニ報告スルモノトス

第四章　加盟及脱退

第十四條　本会ニ加盟セントスル組合ハ加盟組合ノ紹介ニ依リ理事会ノ承認ヲ得ルヲ要ス
但シ個人ニテ入会セントスル者ハ申込書ニ工場、住所、姓名ヲ記入ノ上[illegible]
役員ヲ選出シ会員証ノ交附ヲ受ク可シ

第十五條　本会加盟組合並会員ニシテ本会ノ統制ヲ乱シタル時ハ理事会ノ決議ニ依リ除名スルコトヲ得

第五章　附則

第十六條　本会ハ大会ノ決議ニ依リ顧問及相談役ヲ置ク

第十七條　本会規約ハ大会ノ決議ヲ経ルニ非ザレバ変更スルコトヲ得ズ

附記　本会規約ハ昭和六年一月五日改正シ之ヲ施行ス

官業労働同盟

東京官業[illegible]労働団体